

海に生きる人びとと海の生き物

泉 雅博

能登国鳳至郡名舟村の江戸時代から

【要旨】

能登半島の先端の町、輪島市の沖合に七ツ島、舳倉島と呼ばれる島嶼が浮かぶ。「海女の島」として広く知られる舳倉島では、弥生時代にはすでに人びとが渡り活動していた。その舳倉島に向かう途中に位置する七ツ島でも、早くから人びとが活動していたことが知られている。遙か弥生の昔から人びとが舳倉島へ渡っていた最大の動機は、ニホンアシカの狩猟にあった。ニホンアシカは能登では「胡猿(トド)」と呼ばれ慣らわされており、七ツ島では江戸時代にも胡猿猟が行われていたが、明治に入り途絶えたことが明らかになっている。

本稿の主たる課題は、この胡猿猟をめぐる海に生きる人びとの攻防である。海の生き物と海に生きる人びととの攻防、と言い換えてもよいだろう。

縄文時代より、日本列島をとりまく海域のいたるところに生息していたことが確認されているニホンアシカは、現在環境省のレッドリストで、特に絶滅の危機が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されている。本稿はこの事実を念頭に置き、江戸時代、能登国鳳至郡名舟村(現石川県輪島市名舟町)に生きた人びとが七ツ島で行っていた胡猿猟をめぐる闘われた幾多の攻防を、「自然と文明」という関心のもとで考察を試みたものである。また、その前提として名舟村と能登に定住した筑前国鐘ヶ崎海士との、舳倉島をめぐる闘争にも触れている。

江戸時代、アシカ類は毛皮の下に厚い脂肪層をもっていることから、その脂肪を煮沸して抽出した油が主に商品として流通した。毛皮も皮革製品の原材料となり、油を抽出した後の肉や骨などは肥料として利用された。本稿は、このように商品価値を高めたニホンアシカの狩猟、争奪をめぐる漁師間のみならず、商人、加賀藩等との攻防を仔細に検討することによって、江戸時代の文明的的位置を問おうとする試みでもある。

キーワード

胡猿(ニホンアシカ)、名舟村、海士、七ツ島、舳倉島

はじめに

一 舳倉島・七ツ島と名舟村

二 海士の進出と名舟村

三 胡猿の狩猟とその方法

四 胡猿猟の行方

おわりに

はじめに

能登半島の先端の町、輪島市の沖合に七ツ島、舳倉島と呼ばれる島嶼が浮かぶ(図1)。七ツ島は陸地から北方約二五キロメートル、舳倉島は同じく約五〇キロメートルの海上に位置する。「海女の島」として広く知られる舳倉島は、弥生時代にはすでに人びとが渡り活動していた⁽²⁾。その舳倉島に向かう途中に位置する七ツ島でも、早くから人びとが活動していた跡が確認されている。

舳倉島最古の遺跡、深湾洞遺跡やシラスナ遺跡から出土した品々によって、遙か弥生の昔から人びとが島へと渡っていた最大の動機は海の哺乳類の狩猟にあったものと見られている⁽³⁾。シラスナ遺跡の貝塚からは、アワビ・サザエなどに混ざってニホンアシカの骨が多く出土しているという。ニホンアシカ(図2)は能登では「胡猿(トド)」と呼び慣らわされており⁽⁴⁾、七ツ島では江戸時代にも胡猿猟が行われていたが、明治に入り途絶えたことが明らかになっている。本稿の主たる課題は、この胡猿猟をめぐる海に生きる人びとの攻防である。胡猿と海に生きる人びととの攻防、と言い換えてもよいのかも知れない。

かつて、鑑賞した映画で「これは網野史学だ」と、思わず心

の裡で呟いたアニメ映画がある。宮崎駿監督の『もののけ姫』である⁽⁵⁾。その予感(5)は当たっており、鑑賞後に求めたパンフレットに、「自然」と「人間」、二つの聖地が衝突する悲劇」と題する談話を寄せている網野善彦を発見した⁽⁶⁾。網野は、「この映画の主題は深刻で、簡単に解決出来ない問題が取り上げられている」と冒頭で述べ、つぎのような発言をしている。

自然と人間の関係の持つ深刻な矛盾を、宮崎さんはアニメーションであるが故に可能な手法で、思い切った問題提起されたのだと思います。映画の最後で「生きる」ということに触れておられますが、「生きる」ことは、何かを殺すことでもある。そういう意味で、人間が背負っていかなければならない問題を、正面からつきつけている映画だという印象を受けました。

人間の歴史は後戻りはできません。とにかく前に進むためには自然からさまざまなものを獲得し、そのために何かを殺し、犠牲にして人間は生きてきたわけです。そうすれば人間はますます豊かになり、すべてうまくいくということにこれまでではほとんど疑いを持たなかった。しかしその結果として、自然からの復讐をうけはじめているいま、われわれはそうした生き方を根本から反省せざるを得なくなっている。これまで生きて前進してきた過程で、自分たちが一体、何を殺し、何を切り捨てて



図1 能登半島

きたのかということをも真剣に考えなければならなくなっているわけです。

本稿の課題に引きつけてみるならば、能登の人びとは「生きる」ために、刺激的な表現だがニホンアシカを「殺し」続けてきたのである。たしかに、網野はこの発言のすぐ後で、「しかし自然はそんなにヤワなものではありませんから、殺しても殺しても生き返る強靱な生命力を持っている」とも述べているのであるが、近代になりニホンアシカの狩猟は七ツ島で絶えたば



図2 ニホンアシカとみられる海獣（山田致知『動物生態写真集』第2輯、1942年、柳原書店）

かりでなく、現在ニホンアシカ自体が環境省のレッドリストで、特に絶滅の危機が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されている。⁽⁷⁾

もとより網野は、絶滅種に対する関心を含め地球環境の危機的状況に対する警鐘を、すでに一九七〇年代の時点で鳴らしており、著書『蒙古襲来』の最後の項で、一三世紀後半以降における日本社会の歩みのなかに、「未開の最後の組織的反撃と、文明の最終的勝利の過程があった」と記していることからそのことは窺われるだろう。⁽⁸⁾ それはパンフレットで、「ものけ

姫」の舞台を室町時代に設定した宮崎駿の眼力を評価するなかで、「自然は怖いもので、山や森は神様が住む聖地なのだ」というとらえ方が崩れはじめたのが室町時代からで、これは歴史的な事実といってもよいと思います⁽⁹⁾。少し大胆に言えば、本稿では「自然と文明」⁽⁹⁾、この関係性のなかでニホ

ンアシカをめぐる海に生きる人びとの攻防を捉えてみることにしたい。具体的には、江戸時代、能登国鳳至郡名舟村（現石川県輪島市名舟町）に生きた人びとが七ツ島で行っていた胡獐獵をめぐる闘われた幾多の攻防を、海という自然と、その海と人間はどのように向き合っていたのかという関心を背後に置きながら考察を試みるものである⁽¹⁰⁾。また、そこに至る前段階として、名舟村と能登に定住した筑前国鐘ヶ崎海士との、舢倉島をめぐる攻防にも触れておきたい⁽¹²⁾。

一 舢倉島・七ツ島と名舟村

舢倉島は輪島の北方約五〇キロメートルの海上にあり、周囲約七キロメートル、最高標高一二・四メートルの平坦な島である（図3）。考古遺跡の調査によって、弥生時代中期初頭前後から人が渡り活動していたことが知られている⁽¹³⁾。舢倉島最古の遺跡は深湾洞遺跡で、土器や石器が出土している。なかでも注目される出土品は、ナイフとして使用されたと考えられる石器や石槍で、出土数も多数に及んでいる。また、深湾洞遺跡の南西にあるシラスナ遺跡では貝塚が確認され、アワビ・サザエに混ざってカモやニホンアシカなどの骨が大量に出土している。この両遺跡の出土品を考え合わせ、ナイフとして使用されたと

考えられる石器や石槍は、アシカ獵に用いられた可能性が高いと見られている。つまり、約二〇〇〇年以前から舢倉島へ人が渡った最大の動機は、海の哺乳類の狩猟にあったのである⁽¹⁴⁾。

一方、輪島の北方約二五キロメートル沖合に位置する七ツ島は、海上五キロメートル四方内にある七つの主立った島と岩礁からなる群島である（図4）。主立った島は、四方内北部の大島・狩又島・竜島と、南部の荒三子島・烏帽子島・赤島・御厨島の七つである⁽¹⁵⁾。島での人びとの活動は、大島のオオノマヤミズノマと呼ばれる入江の平地地から須恵器が採集されたことから、平安前期、九世紀には行われていたものと見られている⁽¹⁶⁾。

舢倉島は、古くは「沖つ島」と呼ばれていた。三十六歌仙の一人として知られる大伴家持が、越中国の国司在任中に詠んだ歌が『万葉集』に掲載されている⁽¹⁷⁾。天平二〇（七四八）年二月、家持は出挙のために、当時越中国に含まれていた能登を巡行し、翌天平感宝元（七四九）年にその旅を回想、「京の家に贈らむが為に真珠を願ひし歌一首 短歌を并せたり」と題して、次の歌を詠んでいる。

珠洲の海人の 沖つ御神に い渡りて 潜き取るといふ鮑玉
五百箇もがも はしきよし（以下略）「卷一八、四一〇二」



図3 舳倉島

大伴家持が詠む「沖つ島」が舳倉島であり、「沖つ御神」、つまり神の坐す島とらえられていた。また、一二世紀前半に編纂された『今昔物語集』巻第三十一「能登の国の鬼の寝屋の島の語 第二十一」⁽¹⁸⁾では、舳倉島は「猫の島」、七ツ島は「鬼の寝屋の島」と呼ばれている。こうした記録から、両島が現在の呼び名である「舳倉島」「七ツ島」となったのは、一二世紀後

沖つ島行き渡りて潜くちふ鮑玉もが包みて遣らむ「巻一八、四一〇三」

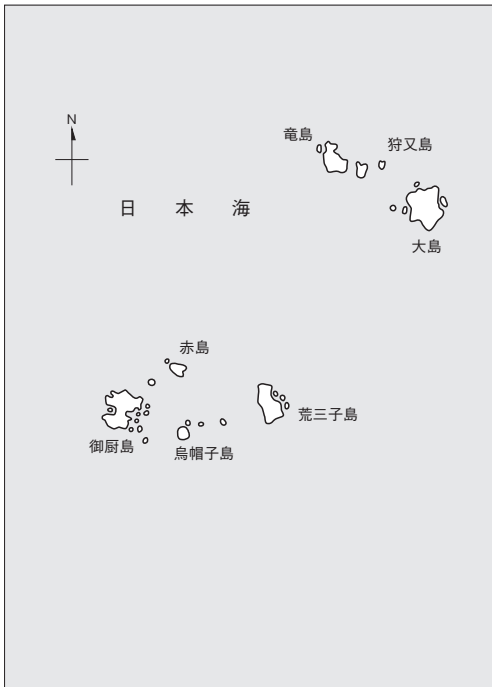


図4 七ツ島

半以降と考えられている。舳倉島という島名の由来は、同島に鎮座する式内社奥津姫神社と、輪島市河井町に鎮座する重蔵神社との関係性のなかから推測されている。⁽¹⁹⁾重蔵神社は元来、現在の呼び名の「ジュウヅウ」ではなく「ヘクラ」と訓まれていたもので、舳倉島の奥津姫、つまり奥津比咩神社の遥祠辺津比咩神社が重蔵神社の起源というものである。さらに宗像三神に擬し、奥津比咩・辺津比咩の両神に加えて、七ツ島に中津比咩神が存在したと想定、重蔵の訓み「ヘクラ」から「舳倉」が、中津比咩からは「七ツ」

があてられ、島名が成立したと推測されている。

かつて沖の島と呼ばれていた舩倉島では、弥生時代以来人びとが活動し、また舩倉島・七ツ島ともに古代には大伴家持が詠む「珠洲の海人」が活動していたものと思われるが、近世になると名舟村が両島を、「名舟村領」「名舟村條」「在所領」「地元」「商売所」などと称し、村の占有としている。おそらく、名舟の人びとが「名舟村人」として両島で活動を始めたのは、能登で郷村が成立する中世後期まで遡ることができるとはいえないだろう⁽²⁰⁾。以来、両島における漁業権は、名舟村によって占有されてきたものと思われるが、その具体的な経緯などについては明らかにすることはできない。

名舟村は現輪島市の東側、景勝地として知られる「白米の千枚田」を経て間もなくの地に位置する。日本海に北面し、背後には断崖のような段丘がそり立つ、平地に乏しい立地の村である。明暦二(一六五六)年の「村御印」⁽²¹⁾によれば、草高二二石で免七ツ七歩、小物成には山役一六〇目、嶋役六〇目、外海舟權役二四五匁、獵舟權役一四五匁が課せられていた。また、寛文一〇(一六七〇)年の「村御印」⁽²²⁾では、草高は二二二石と変わらないが免は七歩引かれ七ツとなっている。小物成は、山役一六〇目、嶋役六〇目、外海舟權役九八匁、外一四七匁退転、獵舟權役一六五匁、内二〇目出来、地国并他国入獵役一二匁出

来が課せられていた。草高に対する税率七〇パーセントの高率が眼を引くが、村人は舩倉島・七ツ島での稼ぎが見込まれたものと捉えていた⁽²³⁾。

舩倉島・七ツ島における漁業権の行使は、加賀藩への島役六〇目の上納によって公認下であったことが証されるだろう。この島役の上納は、史料上では寛永四(一六二七)年に確認され、当時は一一八匁一分三厘であった⁽²⁴⁾。上納額が六〇目とほぼ半減したのは寛永一一年からで、この年、能登へと進出していた筑前鐘ヶ崎の海士による舩倉島・七ツ島での漁業が、加賀藩によって公認されたことによる⁽²⁵⁾。島役は海士が六〇目、名舟村が六〇目と折半された。ちなみに、寛文一〇年に海士中に宛てられた「御印」では、「能州鳳至郡舩倉嶋七嶋海士役并舟役」として銀子一三枚、銀子一枚を銀四三匁で換算し銀五五九匁が課せられていた⁽²⁶⁾。ほかに名舟村・海士中ともに、加賀藩より御用の品として、名舟村には黒海苔、海士中には熨斗蛸の納入が命ぜられていた。ただし、この御用の品には藩から代米、代銀が支給された。

名舟村の舩倉島における漁業は、和布・イゴ草刈り、蛸採り、アゴ網、および御用の品となっている黒海苔の採取が中心であった。七ツ島でもおそらく、同様の漁業が営まれていたものと思われる。御用の品として藩に全量が納められる黒海苔のほか

は主に販売され、地元の能登・加賀の前田氏領国内のほか、近隣国の越前・越中・越後などに積み出されていた。

舳倉島で採れる黒海苔は、「嶋海苔」として戦国の時代から進物として用いられている。例えば「石山本願寺日記」⁽²⁷⁾の天文二一（一五五二）年五月一八日の条に、「従温井為当年之礼、嶋海苔一箱、煎海鼠五束来」とある。同二二年、同二三年にも「嶋海苔一箱」が温井氏より届いたことが記されている。また「証如上人書札案」⁽²⁸⁾からも、天文二二年、同二三年に「嶋海苔」が、「当年之祝儀」として温井氏より届けられていたことが知られる。

加賀藩においても、黒海苔は幕府や朝廷への進物の品であった。その黒海苔が御用の品として名舟村より加賀藩に納められていたことは、寛永八（一六三一）年には確認される⁽²⁹⁾。この年の納付高は一石五斗であったが、その後は三石前後から四石の間で推移している。延宝二（一六七四）年の文書⁽³⁰⁾によれば、名舟村から舳倉島へ黒海苔採りに渡る者は三六人で、一年に一二人宛で三年巡りにしていた。島では二〇日ほど滞在することが普通であった。この頃の下行米は四石一斗二升で、一人につき三斗四升三合三勺を割り当てた。また、天和四（一六八四）年の文書⁽³¹⁾では、村人が島へ渡ったのは毎年正月から二月にかけてであった。島には黒海苔を乾燥させるための小屋が、慶安四

（一六五二）年に藩の入用によって建てられていたが、年々の補修は村の負担であった。その小屋が潰れたため、御普請を願ったのが天和四年の文書である。

延享三（一七四六）年の「嶋行水子共諸縮方書付之覚」⁽³²⁾によれば、島渡はここでも一二人で、「在所嶋水子慥成者共ゑらひ出シ、水子組相定申、諸事申渡シ」たうえで行っていた。水主組はおそらく六人宛二組に分かれ、二艘の船で島へと渡ったものと思われる。島で守るべきことは全一〇か条にわたっていたが、八か条目に

一 彼嶋江相渡り候而者、式艘之舟頭共ヲ初、嶋古参ノ者共、不
何ニ寄申付ル義、諸事相守可申事

と記されるように、島では船頭と古参の者が強い権限を持ち指揮に当たっていたもようである。また、海士に対しても配慮されており、「海士中家々等迄、不何寄不左法之仕方、鹿抹仕間敷候」と申し渡されていた。

次節で詳細に述べるように、舳倉島への海士の進出が著しくなるなかで、加賀藩御用の品である黒海苔の納付は、名舟村にとって舳倉島の占有権を主張する生命線のようなものであったと推測される。ところが、その藩からの御用が滞りがちになっ

ていった。右の延享三年の文書には、「舳倉嶋黒海苔、近年七八年之間御用茂無之」と記され、元文期頃から一時途絶えていたことが知られる。つまり、翌延享四年に予定されていた島渡は久し振りのことであつたので、「諸事古来之通大事ニ可仕」ために「諸縮方」が確認されたものと思われる。また、文化三(一八〇六)年の覚書⁽³³⁾には、「四拾五年以来黒海苔御用被仰渡無御座候」とあり、宝暦年間の終わり頃には御用を仰せ付けられることがなくなつていた。同じ史料からは、黒海苔の御用がなくなつてから名舟村の人びとは舳倉島へ渡ることもなかつたようである。天明の凶作時に夫食に困り果て渡島したことがあつたが、舳倉島は海士の島というほかない状態となつていた。

振り返れば、寛永一一(一六三四)年、加賀藩による舳倉島・七ツ島における海士中への漁業の公認は、その後の名舟村の歩みを大きく左右することになったと言えるのではないだろうか。

二 海士の進出と名舟村

能登へやって来た海士の故郷、筑前鐘ヶ崎は現在の福岡県宗像市鐘ヶ崎に当たる。古来より「宗像の海人」が活躍した地域で、その中心が鐘ヶ崎であつた⁽³⁴⁾。鐘ヶ崎の人びとは地元で漁業

を営むだけでなく、船で遠方へ出掛けることも少なくなかつた。また、遠方での滞在が一年の大半に及ぶこともあり、対馬や岐の漁民には鐘ヶ崎から進出した人びとが多くいたことが知られている。人びとのなかには日本海を北上し、能登半島に辿り着いた海士もあつた。慶安二(一六四九)年、海士又兵衛より能登国の郡奉行嶋田勘右衛門等に宛てられた文書によって、能登半島に辿り着いた人びとが能登に定住するまでの経緯を伺つてみよう⁽³⁵⁾。

乍恐海士又兵衛申上候

一能州浦井七嶋、舳倉嶋ニ而、海士共ニ咆をとらせ、年々御運上指上商売仕来申候、跡々者正二月中ニ御国へ罷越、其年之暮ニ西国へ罷帰申候、然者咆も多御座候、其上数年居なしミ申ニ付而、御国ニ有付申度奉存候、生国を打捨一門共召連、鳳至郡之内鶴入村ニ借家を仕罷在候、就其寛永式拾年筑前守様御入国被為成候刻、居屋敷拝領仕度旨、今枝民部様迄、能州御奉行衆様を以書付指上申候所、可被下御意之旨被仰渡、難有奉存候、然共海近キ屋敷見立不申候故、当分光浦村ニ弐百五拾歩ノ所御座候を、正保三年ニ御理申上、先小屋懸を致十四軒ニかこい罷有申候、海士男女せかれ共ニ人数百五六拾人御座候得者、何共住居兼申候、其上去年より御菓子熨斗、

長熨斗被仰付、為御奉行、御代官衆私小屋へ御越候而、仕様

被入御念候、子共罷有所むさく御座候間、居屋敷鳳氣至町、

輪嶋崎之間ニ山畑御座候、千式三百歩程拝領仕、別家ニ小屋

を作り、御菓子熨斗以下きれい成処ニ而仕差上申度奉存候、

左様ニ御座候者、光浦村之御屋敷上可申候、海辺遠キ所ハ罷

成不申候間、右之所拝領仕候様ニ御次手を以、御老中様へ宜

様ニ被仰上被下候ハ、難有忝可奉存候、以上

慶安式年十月十六日

あま

又兵衛

嶋田勘右衛門様

古沢加兵衛様

箕浦五郎左衛門様

右之通御理申上候ニ付、書付指上申候、以上

古沢加兵衛

嶋田勘右衛門

箕浦五郎左衛門

裏書

右表書望申所、弥被遂吟味、歩数千歩可被相渡者也

寄合所 御印

古沢加兵衛殿

嶋田勘右衛門殿

箕浦五郎左衛門殿

又兵衛によれば、昔は正月・二月中に能登へとやって来て、年の暮れには国元の西国へ帰っていた。しかし、「虻も多御座候、其上数年居なしミ」になったので、能登に定住を望み「生国を打捨一門共召連」て、まずは鶴入村に借家住まいをした。その後寛永二〇（一六四三）年、四代藩主前田光高の入国の機会を捉え、能州郡奉行衆を頼み今枝民部まで居屋敷拝領願いを差し上げた。願いは聞き届けられたが、当時、海辺で居住に適當な場所を見付けることができなかったため、当分は光浦村に住むことにした。それは正保三（一六四六）年のことで、二五〇歩の土地に住居は小屋掛けで一四棟建て、一五〇人から一六〇人が暮らした。一棟に一人前後が暮らしたのであるから、住みづらいものであった。慶安元（一六四八）年には、加賀藩より「御菓子熨斗、長熨斗」の御用が命ぜられたが、作業専用の建物も確保できない状態であった。そうした折り、鳳至町と輪嶋崎村との間に、山畑一二〇〇歩から一三〇〇歩ほどの居住に相応しい土地が見つかったのは是非拝領したいと、慶安二年に願ひ出たのがこの史料である。「裏書」に明らかかなように、この願ひは叶えられ、一〇〇〇歩の拝領が認められた。

しかし、この文書からは、筑前鐘ヶ崎の海士が能登に初めて

訪れた年は明確にしえない。一方、慶安二年より後年のものだが、貞享五（一六八八）年に海士町肝煎六兵衛等村中一同が認めた文書には次のような記述が見られ、能登に初めて来た年が窺える⁽³⁶⁾。

私共先祖西国之者ニ御座候所ニ、五拾六七ヶ年以前御国へ罷下り、舢倉嶋、七ツ嶋両嶋ニ商売仕、年々御役銀とノ銀式枚、三枚宛指上、八月半頃分仕廻、本国へ罷帰り申候、然所ニ舢倉嶋、七ツ嶋商売所ニ見立、四拾八年以前ニ御断申上、御国ニ居住仕、其年分右両嶋御役銀拾壹枚宛毎年指上申候所ニ、三拾貳年以前ニ、中納言様分御役銀并舟役銀共二十三枚之御印頂戴仕罷有申候御事

これによれば、海士が初めて能登へやって来たのは貞享五年から五六、七年以前、つまり寛永八（一六三一）年か同九年の頃であった。役銀として銀二、三枚を上納し、舢倉島・七ツ島で商売を行った。この頃は毎年、西国と能登を往来していた。能登に年間を通して居住を始めたのは四八年以前で、寛永一七（一六四〇）年であった。鵜入村での借家住まいを指すものであろうか。この年から役銀は一枚となった。そして三二年以前、明暦二（一六五六）年に五代藩主前田綱紀の御印によって、

「御役銀并舟役銀」として銀一三枚の上納が定められた、と記される。ただ役銀に関しては、「村御印」そのものによって明暦二年には銀一枚、寛文一〇年に至り銀一三枚と定められたことが知られる⁽³⁷⁾。いずれにしても役銀の上納は、島役の上納に加え、舢倉島・七ツ島における漁業権の藩による公認をより確かなものにすることにほかならず、その限りに於いて名舟村と同等の位置に立ったといえるだろう。また、名舟村同様に御用の品の納付によって、藩の保護も得られるようになっていった。海士の人びとは鳳至町と輪島崎村との間に住居を定めたといえ、地先に占有漁場を有することはなかった。舢倉島・七ツ島での稼ぎこそが生命線であった。もとより、依然として遊動性を保持していたと思われる海士にとって、陸地から遠く隔たった孤島は格好の漁場となったであろう。

寛永一一年、海士に島役が課せられ、舢倉島・七ツ島での漁業権が認可された時の事情は、先と同じく貞享五年、名舟村肝煎市兵衛等が差し上げた文書によれば、次のようであった⁽³⁸⁾。

名舟村條舢倉嶋ニ而、先年分黒のりヲ取、毎年御公儀様江指上、御下行米被為下候、并ニ若和布刈、あごあみをさし、磯之蛸を取、私共かせきニ仕申候ニ付而、嶋役銀百貳拾目宛上申候、御給人之時分分、私共近在之村分名舟村高免ニ被為召上候得共、

船倉嶋ニ而大分之かせき仕候故、御納所役義等無滞指上申候、然所ニ西国ハ海士共御郡江罷越光村罷有ニ而、船倉嶋を御運上銀指上ケ一作受咆を取商売仕度と、先御奉行嶋田勘右衛門様、山下吉兵衛様、小森又兵衛様へ御断申上候処ニ、名舟村年寄共へ右海士中願之通御尋被為成候、年寄共申上候ハ、船倉嶋之義ハ右申上候通名舟村之第一之かせき嶋を、海士中へ御運上ニ被為仰付候へハ、名舟村ひしと退転ニ罷成申候と達而御断申上候処ニ、海士中申上候、名舟村之かせき之あこ場、磯之若和布場、やすたち咆場除、七尋たち沖咆分迄御運上ニ申請ケ商売仕度と被申上候ニ付而、名舟村年寄共申上候ハ、此上ハ何分ニも御公儀様御意次第ト申上候ニ付而、七尋立より沖之咆ハ海士中へ御下し被為成候、名舟村嶋役銀百貳拾目之内六拾目御用捨ニて、それハ六拾目宛御役銀指上ケ申候、海士中も私共も右被仰様相守候御事

名舟村にとって船倉嶋は「第一之かせき嶋」であり、その稼ぎによって近在の村々より「高免」の年貢を滞りなく上納してきた。その船倉嶋で海士中が、「御運上銀指上ケ一作受咆を取商売仕度」と願ひ出てきた。名舟村では海士中の願ひが聞き届けられては、「名舟村ひしと退転ニ罷成申候と達而御断申上」げた。海士中は、「名舟村之かせき之あこ場、磯之若和布場、

やすたち咆場」では漁は行わない、「七尋たち沖咆分迄御運上ニ申請ケ商売仕度」と返答をしてきた。つまり、深さ一〇・五メートルより沖での咆採りのみを漁の対象にすると、海士中は回答してきたのである。結果、船倉嶋での海士の漁は認可され、以来名舟村が納めていた島役銀一二〇目のうち、半分の六〇目を海士が納め、両者ともに約束事を守り漁業を行ってきた。ところが、貞享二（一六八五）年に至り、名舟村の者がトビウオ漁の「あこ網さし」に船倉嶋へ渡ったところ、「海士中新あこ網仕り私共あこ場ニさし、私共ニハあミさゝセ不申」といった事態が起こった。名舟村では、「いかゝ之心得ニ候哉、私共ノあこ場ふさき被申候事合点不参ト申候得共、承引不仕候ニ付而、海士中あこあミきり上ケ可申」と強く申し入れた。さらに、十村に断りを入れ、十村よりは海士中に「名舟村商売あこ場構申間敷」との仰せ付けがなされた。翌貞享三年、名舟村の人びとは船倉嶋へ渡らなかつた。一年を置き、貞享四年に島へ渡ったところ、名舟村では「私共之商売ニ不罷成」と嘆息しなければならぬほど、海士の漁業は盛んになっていた。そこで、貞享五年、再び十村へ訴え出ることになる。

海士の返答は、第一の稼ぎである咆漁については次のようであつた。³⁹

私共両嶋ニ而海入之儀ハ、名舟村ハ七尋ハ沖之様ニ被申候へとも、左様成儀ハ先代ハ承不申候、惣而七尋ハ沖ニ而ハ商売仕申義罷成不申候御事

名舟村の主張する「七尋ハ沖」、つまり深さ一〇・五メートルの沖合では鮑漁は不可能であり、そもそもそのようなことは先代から聞き及んではない、というのである。また、「あこ網」については、次のような返答が寄せられた。⁽⁴⁰⁾

あこ網場并わかめ取申間敷と御請上ケ申候、名舟村より被申候へ共、此儀も親共ハ承不申候故、跡々ハ指来候へ共、名舟村之あミ并わかめ等かまい申由、去々年十村殿断被申候ニ付而、十村殿ハ被仰付候ハ、名舟村之さしあミ等かまい不申候様ニ可仕と御意御座候ニ付而、名船村之あミ西ニさし申候へハ、私共あミハ東ニ指申候上ハ、かまいニ成申間敷と奉存候御事

そもそも「あこ網」「わかめ取」が禁漁であること自体、親の世代より聞いてはいない。ただ十村より名舟村の漁に障らないようにとの断りがあったからは、名舟村が網を西に刺せば、海士では東に刺すようにしているという。

このようなやり取りが行われた後、輪島村・輪島崎村両肝煎

の奥書付きで、海士町肝煎六兵衛等によって次のような主張がなされた。⁽⁴¹⁾

七ツ嶋、舳倉嶋両嶋ニ而あこあミ私共村中ハ指候へハ、名舟村ハかまい申旨度々被申上候、私共之儀ハ新あミ、名舟村之義ハ前々ハ両嶋ニ而あこ網指来り候義ニ候へハ、少も構不申様ニ可仕旨被仰渡候、然上ハ名舟村中ハあこ網指ニ参り候ハ、私共網指申間敷候、地主名舟村之もの居不申内ハ勝手次第第二あみ指可申候、此外商売之義ハ跡々通勝手次第第二可仕候間相心得申候

名舟村が「あこ網」を刺しに来たときには控える。しかし、名舟村の人びとが舳倉島・七ツ島に不在の時には、両島における漁業は「勝手次第」に行うというのである。

元禄一五(一七〇二)年に名舟村より十村に宛てられた文書⁽⁴²⁾によれば、舳倉島では海士の漁業が盛んで「私共商売ニ罷成不申候」につき、「近年私共右嶋へ商売ニ罷越不申」と歎いている。また、享保一三(一七二八)年の文書には、「三四拾年此形嶋商売ニ相渡り不申」とも記され、貞享年間の争論以後、元禄期には名舟村の人びとの舳倉島での漁業は、黒海苔採りを除けばほぼ絶えていたと見られる。

名舟村は海に積極的に生きた村とはいえ、近世には定住性を

強め、村の地先に占有漁場を有し、製塩を行い、田畑の耕作にも勤しむ村となっていた。一方、海士は陸地に居住の地を得たとはいえ、地先には漁場を有することなく、田畑も所持しなかった。遊動性を失っていない海士にとって最大の稼ぎの場は舳倉島であり、冬の季節を除き島で暮らし漁業に従事しているのである。寛永一一（一六三四）年における加賀藩による舳倉島・七ツ島での海士中の漁業の公認時点で、元禄期に至り名舟村が迎えた状況は想像しえたことであつたといえよう。

以後、名舟村は海士との舳倉島をめぐる争論から方向を転換し、加賀藩に対する減免要求へと軸足を移していく。要求の成果は正徳三（一七一三）年にはあらわれ、この年より五か年の間「壹ツ七歩」、つまり定免七〇パーセントのうち一七パーセントの「御用捨免」を獲得していった。⁽⁴⁴⁾ 天保六（一八三五）年に至り、この間の引免の動向を振り返った文書によると、正徳三年以降引免は年季引免、あるいは一作引免という形で認められる年が続いたが、宝暦九（一七五九）年以降は「其後追々引免立帰」る事態になっていった。そこで名舟村では、「天明年中御歎申上、同三年々壹つ三歩、年限不極引免」を獲得した。しかし、再び加賀藩では、「寛政年中名舟村之者共、胡獺稼相応ニ有之様御聞受被為在候由ニ而、其後式歩、三歩宛追々立帰」るようになり、天保期を迎えていた。

三 胡獺の狩猟とその方法

陸地から約五〇キロメートル沖合の舳倉島での漁業をめぐる攻防では、陸地に軸足を置き定住性を強めていた名舟村と、陸地に住居を得たとはいえ地先に漁場がないため、冬場を除き島で漁業に従事する海士とでは、名舟村の劣勢は致し方なかったものと言わざるを得ないだろう。結果、舳倉島から撤退を余儀なくされた名舟村は、以後、より陸近くの七ツ島での漁業に重きを置くようになっていく。

七ツ島では、和布刈り、魚の捕獲のほか、胡獺猟が行われた。この「胡獺」については、文字通りのトドか、それともニホンアシカを指すのかをめぐって議論がある。ニホンアシカは、地域によってトドと呼ばれることがあったからである。呼称の傾向としては、太平洋岸の三陸以北はトド、関東から紀伊半島にかけてはアシカ、日本海側はトドとアシカが混在しているという。能登においては、前述のように舳倉島で弥生の昔からアシカ猟が行われていたことや、能登町真脇遺跡の縄文時代の地層からニホンアシカの骨が出土していることなどから、「胡獺」はニホンアシカを指すものとみられている。⁽⁴⁶⁾ 江戸時代には、アシカ類は毛皮の下に厚い脂肪層をもっていることから、その脂

肪を煮沸して抽出した油が主に商品として流通した。毛皮も皮革製品の原材料となり、油を抽出した後の肉や骨などは肥料として利用された。

七ツ島へ胡獺が入り込むようになったのは、寛延年中（一七四八〜一七五二）の頃からであった。舩倉島から撤退を余儀なくされた名舟村では、七ツ島での胡獺猟に活路を見出した。しかし、やがて胡獺猟をめぐるでも加賀藩の認可を楯にして介入する者が現れ、攻防が展開されていくことになる。長文にわたるが、以下に天明八（一七八八）年三月の名舟村願書を引用する。⁽⁴⁷⁾

書付ヲ以御願申上候

口郡金丸村久太夫義、私共在所領七ツ嶋之内ニ而胡獺打捕申趣、去末年 御上表分御入相立、去夏中右嶋江数十人相渡り専相稼申候、然者私共在所之義者、近在村々分格別御高御免相茂高免ニ御座候、元来此義ハ舩倉嶋・七ツ嶋此兩嶋を支配仕、毎年御役銀指上、往古分若和布・いご其外魚等多捕揚、越前・越後等迄積廻シ売買仕稼ヲ以、諸御役銀御納所方全相勤来申候、然所先年筑前鐘ヶ崎之海士共入獵ニ罷越申内、御国元居住奉願候所、則輪嶋町ニ而居住被為仰付、其節分右海士共之義、毎年三月頃分九月頃迄ハ右舩倉嶋ニ居住仕、獵業稼専仕候ニ付、私共在所

之義ハ自然与衰微仕、其後者漸七ツ嶋ニ而若和布等、其外胡獺杯茂少々宛取、油煎取地方江積越売払、其助情ヲ以御收納諸御役銀茂、先是迄全相勤来申候、然所去々午年右久太夫等下仲間之者とも大勢取組、七ツ嶋江相渡り胡獺打捕、勿論らんだい之族在之候所、其節私共在所江者其段被仰渡無御座候ニ付、彼是懸合居申内、早速罷歸申候、去年之義ハ前段之通弥御 上表分御入相立、大勢相渡、悉くらんたい之仕形ニ而、私共在所稼必至与指止り、一統難義迷惑仕候、然者私共在所之義ハ前段之仕合ニ而、右嶋稼ヲ以御收納御役銀たそくニ仕場所ニ御座候ニ付、右久太夫同様ニ相稼候而ハ嶋茂荒、往々在所困窮之基与奉存、是迄格別之稼方も仕不申、前段之通ニ相稼来申候得共、右嶋胡獺猟之義も地元ニ仕候へ者、外獵業之指支ニ罷成不申様仕申候、左候へ者当年より狩人を相頼、地元之者共胡獺獵業仕度奉存候、依之当年之義ハ、一作為御冥加銀拾枚指上可申候、然上ハ去々年以来段々紙面ヲ以御歎申上候通ニ御座候間、何分是以後他所者右嶋へ堅ク入込不申様被仰付可被下候様、御願上可被下候、為其再紙面ヲ以奉願上候、以上

天明八年三月

名舟村肝煎

九郎兵衛^印

同村組合頭

与四兵衛^印

同

甚九郎

稲舟組当分御才料

走出村

友右衛門殿

右紙面之通相違無御座候間、願之通被仰付可被下候、為其奥書
仕上之申候、以上

稲舟村彦左衛門組当分才料

走出村

友右衛門（花押）印

奥村左太夫殿

金森弥二郎殿

天明六（一七八六）年に至り、口郡金丸村の久太夫等が七ツ島で胡獐獵を始めた。他の史料もあわせて読み解いていくと、久太夫のほか口郡小島村与三の名も知られる。⁽⁴⁸⁾久太夫等による胡獐獵は能登国の郡奉行所から許可を得ており、郡奉行所の認識は「久太夫等見出申稼」というものであった。⁽⁴⁹⁾しかし、この認識は誤りで、七ツ島へ胡獐が入り込むようになった寛延年中以来、名舟村で取り組まれていた稼ぎであった。⁽⁵⁰⁾名舟村では、舩倉島から撤退後、「漸七ツ嶋ニ而若和布等、其外胡獐杯茂

少々宛取、油煎取地方江積越売払」う稼ぎによって、「御収納諸御役銀茂、先是迄全相勤」てきた。これに対して、久太夫等の胡獐獵は、「下仲間之者とも大勢取組、七ツ嶋江相渡り胡獐打捕、勿論らんだい之族在之候」というあり様であった。この天明六年については、「其節私共在所江者其段被仰渡無御座候ニ付、彼是懸合居申内」に、久太夫等は島から立ち去った。

翌天明七年にも久太夫等は七ツ島に現れた。この年は「御上表合御入相立」とあるように、上表を以て胡獐獵を願ったもようである。「御入御紙面」⁽⁵¹⁾を掲げての渡島であった。しかし、胡獐獵の方法は相変わらずで、「数十人」ほどの「大勢相渡、悉くらんたい之仕形」であった。名舟村では、「右久太夫同様ニ相稼候而ハ鳴茂荒、往々在所困窮之基与奉存」との認識の下、天明八年に至り大きな決断をすることになる。

名舟村では「是迄格別之稼方も仕不申、前段之通ニ相稼来申候得共」、今後は「右嶋胡獐獵之義も地元ニ仕候へ者、外獵業之指支ニ罷成不申」ように行うことができる。そこで「当年より狩人を相頼、地元之者共胡獐獵業仕度奉存候」というのである。「前段之通ニ相稼来申」すとは、「胡獐杯茂少々宛取」を指し、具体的には胡獐獵を「箝捕」⁽⁵²⁾で行ってきたということである。それに対して、久太夫等の「悉くらんたい之仕形」とは、「鉄炮ニ而打留」⁽⁵³⁾狩獵法である（図5）。名舟村でも、「尤鉄炮

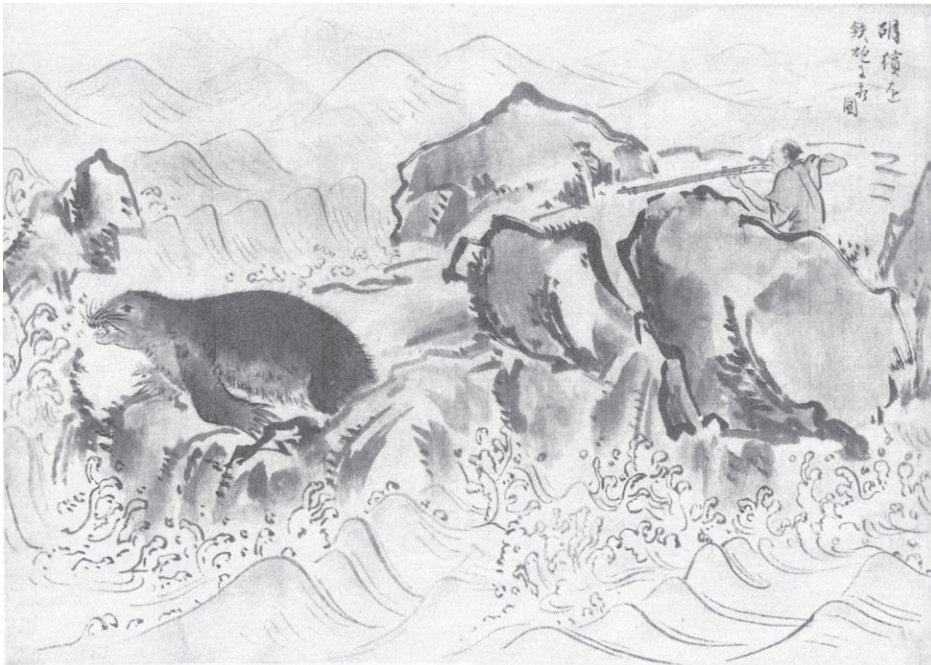


図5 胡獺を鉄砲に打図（北村穀実『能登国採魚図絵』天保9年）

ニ而取申儀茂村方之者共心付居申候得共、御縮之物故御上江奉恐、箝迄ニ而捕獲してきたのであった。⁽⁵⁴⁾しかし、事ここに至っては、名舟村でも自己防衛のために「狩人」、つまり鉄炮打ちを雇って胡獺猟を行いたいというのである。⁽⁵⁵⁾

名舟村の願いは一貫しており、七ツ島への他所者の渡島禁止である。しかしこの願いは、意を尽くしての願書を差し上げる行為のみによって適うものではなかった。久太夫等が七ツ島の胡獺猟の認可を加賀藩から得たのには、冥加銀の上納がともなっていた。⁽⁵⁶⁾久太夫等は冥加銀一〇枚の上納を以て、七ツ島へと乗り込んできたのであった。冥加銀を納め、収益を上げるために、「鉄炮」を用いて「悉くらんたい之仕形」を行っていたのである。名舟村では「舢倉嶋・七ツ嶋此両嶋を支配仕」ることから、「近在村々各格別御高御免相茂高免」であり、また「毎年御役銀指上」してきたのであるが、さらに天明八年からは久太夫等に対抗するために「一作為御冥加銀拾枚指上」ることによって、「何分是以後他所者右嶋へ堅ク入込不申様被仰付可被下候様、御願上可被下候」と願わざるを得なかったのである。そして、冥加銀の上納を果たすためには、胡獺猟の方法を村人による「箝捕」から「狩人」を雇っての「鉄炮ニ而打留」やり方へと替えざるを得なかったといえよう。しかし、願いは叶わなかった。この年も久太夫等の七ツ島での胡獺猟は禁じられる

ことなく、「仲間ニ相稼」ように仰せ渡された。⁽⁵⁷⁾

寛政元（一七八九）年も、胡獮獵の開始時期に先立って、例年のように名舟村では七ツ島への他所者の入り込みの禁止を願っている。⁽⁵⁸⁾そして、いつものように舳倉島からの撤退の経緯、七ツ島での胡獮獵の様子などを記したうえで、「尤右申上候通、箝取ニ仕候故過分之稼ニハ相成不申候得共、当年々ハ久太夫相稼申候通、鉄炮ニ而打留相稼申様ニ仕候得者、胡獮取揚高格別多可有御座与奉存候、左候得ハ御益之筋茂御座候」と、箝から鉄炮へと狩獵の方法を変えることによる益を述べ、「御冥加之義ハ鯰網同事、捕揚高を以拾歩一指上可申候」と提案している。おそらく、冥加銀一〇枚の上納よりも捕揚高一〇分一の方が、より高額に上るとの試算によるものだろう。しかし、この年も久太夫等との仲間稼ぎを仰せ付けられた。そして、翌寛政二年、次のような「申渡」が下されることになる。⁽⁵⁹⁾

鳳至郡名舟村領七ツ嶋之内ニ而胡獮打申義、金丸村久太夫等分相願、御算用場江相達、願之通申渡置候、然所地元名舟村分茂相願候ニ付、双方当分割合を以打捕候様申渡、去年迄かせき候所、当年名舟村之者共不致信服、願之筋有之候尔付、双方詮義之趣落着迄、胡獮捕候義双方共指留候条、此段名舟村之者共江可申渡候、以上

三月廿四日

梅喜左衛門印

御郡廻

寺嶋五郎兵衛

稻舟村

彦左衛門

すなわち、詮議が落着くまで、名舟村、久太夫等ともに胡獮差し止めの申渡である。村中を説得することは容易ではなかった。三月に一旦は請書を差し上げた名舟村ではあったが、六月になり改めて才許稻舟村彦左衛門が「御村廻り之上、百姓・頭振不残被召寄」たうえで説得され、ようやく「委細被仰渡之趣、御請紙面」を差し上げるにいたった。⁽⁶⁰⁾寛政二年は何とか事なく過ぎたが、年明け早々の寛政三年正月四日には、百姓一同より村役人に対して、「胡獮稼先規之通地本之者共専稼仕候様ニ御願上可被下候、無左時者必至与村中行方無御座候ニ付、一統人氣茂悪敷罷成候」との願いが上げられた。⁽⁶¹⁾これを受け村役人から稻舟村彦左衛門に、「当年之義者万一願之趣御聞届無御座候得者、押而茂相渡り嶋稼可仕所存之者共茂有之様子粗及承居申候、然者村方騒立不輕義到、私共甚迷惑至極ニ奉存候」と、切羽詰まった願いがなされることになる。⁽⁶²⁾しかし、那奉行所の「仰渡」は、「金丸村久太夫相加候様」にこのこと

であった。⁽⁶³⁾ かくて、村役人の心配は現実のものとなった。

寛政三年五月一日の夜半、一六人の者が村中の惣代として、七ツ島に向けて出船した。⁽⁶⁴⁾ 村役人には例年の通り和布刈りと伝えたが、実際には「序ニ胡獮茂少々打捕」えることを「村方一致」で申し合わせていた。一二日の昼頃に七ツ島へ到着、輪島崎村の者が和布刈りをしていたので咎めたりしていたところ、島に小島村の与三が渡っていた。与三が如何なる理由で島へ渡っていたかは不明であるが、おそらく監視のためであったのではないだろうか。彼は名舟村の人びとの身支度から、「和布刈而已ニ而茂無之、胡獮稼も被致候様子ニ見請候」と判断、「為証扱鉄砲を取」りあげられた。その鉄砲は、名舟村で雇っている狩人八幡村五郎兵衛のものであった。与三は五郎兵衛のほか久亀屋村長八という狩人も島にいたと告げていたが、村では否定している。この間、名舟村で捕らえた胡獮は四疋であった。「赤嶋ニ而死胡獮尅疋有之、且又多ぼし嶋ニ而 右五郎兵衛ニ三疋為打捕、都合四疋共油煎取申候」と、才許の稲舟村彦左衛門に村から報告している。

奉行所の下知に背き胡獮獵を行った一六人には、処罰が下された。⁽⁶⁵⁾

依之孫三郎・兵三郎・清七郎義者在所長百姓之義ニ候得者、仮

令小百姓中彼是申候共制シ可申所、相同シ候義、定而頭取七ツ嶋江相渡り候哉と被思召、手鎖御縮を以在所役人中江御指預ケ、庄左衛門義者御自分様分組鉄砲を借請申抔と申入候義、真偽之所疑敷被思召、是又手鎖御縮被仰付、残り拾式人之者共戸外徘徊御差留、是又在所御役人中へ御指預ケ之旨被仰渡、一統奉畏候

長百姓三名と、鉄砲についての発言に疑義が持たれた一名の計四名には「手鎖御縮」、残る一二名には「戸外徘徊御差留」が申し渡された。全員村役人預かりであったが、九月二日に宥免されるまで処罰は三か月半近くに及んだ。⁽⁶⁶⁾ ただ、この村人の下知を犯してまでの行動が功を奏したのか、寛政四年、郡奉行より次のような「申渡」があった。⁽⁶⁷⁾

其方組名舟村領於七ツ嶋胡獮稼之義、右村者地元之義故、以来名舟村一方江定稼申渡候条、前々運上銀式拾枚宛、散小物成銀之内江立込、上納可致候

一鉄砲之義者、重キ御縮之品ニ候間、尚更嚴重可申渡候

一胡獮油、他国出之義、前々之通縮可申付候

右於浦々ニ網入魚之隙ニ成り、天明七年、口那金丸村久太夫、

小嶋村与三、胡獮打捕度旨願出、於七ツ嶋ニ打捕候所、地元名

舟村と及諍論候ニ付、今度御算用場江相達、聞届之上遂詮儀、名舟村一方江稼落着申渡候条、夫々可申渡候、以上

子 神保権五郎 印

二月廿日 梅喜左衛門 印

稲舟村

彦左衛門

右七ツ嶋胡濱稼之義、其村定稼ニ被仰付候旨、御入紙面相渡申ニ付、写相渡候間、尚更御縮方不相洩様、村方一流申渡、運上銀式拾枚宛、無滯上納可被致候、以上

子 稲舟村

二月廿一日 彦左衛門 印

名舟村肝煎

九郎兵衛殿

同村組合頭

与四兵衛殿

同

甚九郎殿

郡奉行所から算用場へ相達しての判断は、七ツ島での胡濱獵は名舟村「一方」の「定稼」にするというものであった。この

判断には、肝煎九郎兵衛による郡奉行衆周辺への働きかけもあったのではないだろうか。年不詳ではあるが、牧村新左衛門なる人物から九郎兵衛宛に届けられた書状には、「然者胡濱之義、名舟村一方江被仰付候様、御奉行小紙を以、御願被成候筈ニ御座候」との報告が寄せられ、「尤名舟村一方江何卒被仰付候様、当春分段々私分訳合申上置候処、御聞届之上、右之仕合ニ御座候」と記されていた⁽⁶⁸⁾。正式の判断が下される前の情報であり、「勿論隠密事」で一切「御他言被成間敷候」と念押しされていた⁽⁶⁹⁾。

しかし、村では喜んでばかりはいられなかった筈である。定稼には、冥加銀二〇枚の上納が約束されていた。これまでには、久太夫等が銀一〇枚の冥加銀を納めていた。名舟村はそれに対抗するため、同じく冥加銀一〇枚の上納による村のみでの定稼を願っていたのであるが、結果は倍の銀二〇枚となった⁽⁷⁰⁾。寛政四年、名舟村の胡濱獵の取揚高は次のようであった。

三月一日～三月晦日	胡濱六二頭	油四五樽	一樽二斗入
四月朔日～四月晦日	胡濱二〇八頭	油二五〇樽	同
五月朔日～五月一五日	胡濱一二二頭	油一〇七樽	同
計	胡濱三八二頭	油四〇二樽	
	外にかすめ油	五〇樽	

寛政八年八月の胡獺油の相場を見ると、油一斗につき錢二貫文前後である。⁽⁷¹⁾この相場の限り、寛政四年の稼ぎ高は相当なものであったといえよう。しかし、三八二頭に及ぶ胡獺の取揚高は、継続的に維持しうるものであったのだろうか。

元来、名舟村が胡獺猟に用いていた狩猟用具は簞であった。この狩猟用具は手の延長の道具であり、弥生時代の石器や石槍に類するものということができるだろう。この限り、胡獺猟は保全されたのではないだろうか。一方、鉄炮はいわゆる文明の利器であり、容易に乱獲へと繋がったものと思われる。⁽⁷²⁾また、村人の「元来、胡獺之義者、五月節近ク四月中旬過合五月中迄、子を産申時節ならでハ油ハ無御座候」という発言も気に掛かる。⁽⁷³⁾冥加銀の圧力が加わるなかで、果たして名舟村の人びとは乱獲へと歩を進めてはいなかっただろうか。

四 胡獺猟の行方

名舟村は、七ツ島での胡獺猟をめぐる久太夫等との攻防に、一応、形の上では勝利をおさめた。ところが、まさにその勝利をおさめた寛政四（一七九二）年、海士の眼が七ツ島へ向いてくるようになる。「私在所江定稼ニ被仰渡候所、輪嶋海士、獺

業之差障ニ相成候由」と、郡奉行所に訴え出たのである。⁽⁷⁴⁾海士は舳倉島での活動に終始しており、遠く隔たった七ツ島での胡獺猟が舳倉島の漁に直接的に悪影響を及ぼすとは考えがたい。肝煎の九郎兵衛は「風聞」と断りながらも、「御用匏水入之指障りニ相成候与申立、私共稼を指止メ、後ニ至り候得者、海士共之稼ニ可致手だて」ではないかと疑っていた。⁽⁷⁵⁾そして、その風聞は、現実のものになりつつあった。ここでも長文の文書ではあるが、引用しておこう。⁽⁷⁶⁾

乍恐書付を以奉願上候

名舟村之儀、御高式百式拾式石、定免七つニ而御座候、元来土地悪敷御座候処、近在村々より高免ニ被為仰付置、其上宿次難渋村ニ而御座候得共、往古より舳倉嶋・七ツ嶋ニ而稼多有之、其助情を以諸御納所全相勤来申候、如此之村振故稼免有之旨承伝申候、然所中古輪嶋居住之海士人、右両嶋ニ而匏多有之を見立、運上銀指上稼仕度段御願申上候ニ付、其段名舟村江被仰渡御答申上候趣意者、右両嶋之義者名舟村第一之稼所ニ而御座候得者、海士人入込候而者、諸御納所方ニ指障り迷惑仕候間、御指止被為下候様申上候処、重而海士人より申上候者、私共義者七尋立より沖之匏を捕申義ニ而、地元名舟村之稼ニ者聊茂指障り不申段申上、再往御詮義之上、左候ハ、御意次第可奉畏段申

上候ニ付、御聞濟之上海士役舟役銀拾三枚宛上納仕、海士人相稼来申義ニ御座候、依之名舟村嶋御役銀百貳拾目之内六拾目御用捨被成下、毎年六拾目宛上納仕、儀之蛇、若和布、いご草、指網等之稼仕罷在候処、其後海士人家数次第二相増候故、定之外稼ニ茂追々取懸り、名舟村之稼者自然ト衰微仕、村方拾軒余茂退転仕為躰ニ而、無拠御歎申上候所、御詮義之上正徳年中初而老ツ七步年季引免被為仰付、年限相満申翌年より一作引免ニ被仰付、夫より老歩式歩宛立婦免ニ相成、天明年中ニ至年限不極引免ニ相成、當時者引免之名目御指除、引免為代御償米被為下候得共、七ツ嶋胡猿稼、寛政四年より名舟村之定稼ニ被為仰付候故、右潤色を以村方取続、諸御納所方全相勤難有忝奉存候、然所寛政八年以来七ツ嶋稼中、右海士人数十人入込邪魔を入候故、胡猿逃去甚迷惑仕候ニ付、其節々御断申上候得者、其段海士人江被仰渡追日退散者仕候得共、ケ様之節時々御断申上候義茂、七ツ嶋之義者地方より海上遠ク、彼是甚迷惑仕候、既ニ其先金丸村久太夫等胡猿稼仕候節茂、稼中海士人入込候義者無御座候処、近来如何之了簡ニ御座候哉、年々数十人入込稼之邪魔を仕、難義迷惑仕義ニ御座候得共、先是迄押立御断不申上候得共、当四月廿日夜、私共在所稼人居住仕候みぐりや鳴江、海士人凡貳百人余、舟式拾艘計入込申ニ付、相答候処、和布疋ニ罷越申旨申聞候ニ付、稼中之趣を申談、退申様ニ利を分申入候得

共、承引不仕和布を疋申与申立、散々ニみぐりや嶋を罷出、嶋々江上り火を焼候故、胡猿悉ク逃去、必至与稼茂指止り難義迷惑仕候、依之段々及懸合候処、海士人大勢ニ而私共在所之者を手ごめニ仕、剩居小屋江押入雑具を投散シ狼藉之仕形、其上夫食ニ取置申和布を奪取退申為躰、彼是驚人申仕合ニ御座候、前段申上候通、七ツ嶋・舳倉嶋之義ハ名舟村第一之稼所ニ而、御高御免合江拘り申場所、尤往古より嶋御役銀茂上納仕、其上胡猿稼為御冥加銀式拾枚宛毎歳上納仕義ニ御座候、先年海士人对御上江申立願定之趣意今更致違失、地元之指障りニ相成申工、左候得者御收納御役銀茂全相勤兼申様ニ成行可申義、私共在所同苗一統当惑仕、何分押立御願申上度旨相歎申ニ付、無拠書付を以奉願上候、前書申上候通引免之義ハ、今程過分減免被仰付候得共、右嶋稼を以村方全取続罷在申義ニ御座候間、何分此段御詮義之上、稼中者勿論前後共、以来海士人七ツ嶋江者堅ク入込不申様被為仰付可被下候、為其書付を以奉願上候、以上

文化三年四月

名舟村肝煎

九郎兵衛印

同村組合頭

藤市印

同

甚九郎印

稲舟村

藤 太殿

前半部分は、名舟村の願書には常套の箇所である。舳倉島から撤退に至った経緯、高免であるため引免を願ってきたこと、寛政四（一七九二）年より七ツ島での胡猥獵が定稼となり、何とか村を維持することができるようになったことなどが記されている。ところが、その七ツ島へ海士が現れるようになったのである。寛政八年以来、数十人ほどでの渡島が繰り返された。しかも、名舟村が胡猥獵を行っている最中への立ち入りであった。もとより、海士も鳥役を納めており、名舟村では才許への断り程度にとどめていた。ところが、文化三（一八〇六）年の四月二〇日夜、和布刈りと言い「私共在所稼人居住仕候みぐりや嶋江、海士人凡弍百人余、舟式拾艘計入込」⁽⁷⁷⁾んできた。しかも、「狼藉」を働く始末であった。事ここに及び、名舟村では才許の稲舟村藤太に願書をあげるにいたる。願いは、七ツ島への海士の立ち入りを禁じるものであった。

また、同年八月の名舟村の覚書によれば、七ツ島で海士が密かに胡猥獵を行っている「風聞」もあるという。風聞ではあるが、皮は越中へ売り払い、肉は光浦村の谷間で煎り油を取っているというものである。実際、島には「新キ胡猥之骨数多」⁽⁷⁸⁾散

乱しており、「決而海士人仕業ニ可有御座」と名舟村では確信していた。

文化四年、同五年にも、名舟村は七ツ島への海士の立ち入りを禁じる願いを才許に上げている。郡奉行所で詮議が行われ、文化六年二月になり「和順納得」に至ったことが知られる。

名舟村与輪嶋海士申分一件和順納得仕申ニ付書付を以申上候

一七ツ嶋稼方之儀ニ付、去卯年以来及申分候ニ付、段々御詮議之上、去冬以来内済之儀被仰渡、御取扱之趣も御座候得共、双方共納得相調不申ニ付、今般金沢表江両村共御呼出、段々理解御申渡、内済之儀被仰渡、奉得其意候、依而名舟村ニ而ハ、八十八夜より夏土用入迄者 胡猥稼一方ニ相稼可申、海士ニ而ハ八十八夜より日数四十日之間者入込相稼可申段申立居候ニ付、御自分様方御立会之上重而被仰渡者、右申分弥表向御才判請申事ニ相成候而者、不軽儀ニ付、御奉行所より御憐愍を以、去冬以来内済之儀、御内意被仰渡之趣等被仰聞、此上内済相調不申、双方共申募居候而ハ、御才判之儀如何可被仰渡哉、畢竟両村共稼之為ニ者相成申間敷、且奉対 御上江可奉恐入趣等訳而被仰渡、何共御難題之儀可奉申上様茂無御座、迷惑至極ニ奉存候、然上者稼方日数、双方共何分用捨

致和順仕候様、打返段々重キ被仰渡之趣奉恐入、仍而重而御取図之上、左之通内済之儀被仰渡、双方共心服之上和順を以納得仕申候

一名舟村胡猿稼之儀者、八十八夜より日数廿五日之間者海士入込相稼、廿六日目より夏土用入之日迄者名舟村一方ニ相稼可申事

附、胡猿稼仕候者、土用入之日限り候得共、跡仕廻等も有之、且風波之様子ニより地方江難渡儀有之節者、互ニ和順を以居小屋等取仕廻仕可申事

一輪鳴海士和布苧等稼之儀者、八十八夜より日数廿五日之間者名舟村与入込相稼、廿六日目より夏土用入之日迄者、名舟村胡猿稼一方ニ為相稼、右日数相満候上者海士相稼可申事

附、前段和布苧等稼日数廿五日限り候得共、若和布干立相濟不申、且風波之様子ニより、舳倉嶋江相渡申儀指支申節者、互ニ和順を以居小屋等取仕廻仕可申事

右之通ニ而双方納得仕候、然上者以来聊無申分、前段取極候日数之通、互ニ和順を以相稼、右定之趣急度相守可申候、仍而双方納得紙面連印仕上之申候、以上

文化六年二月廿七日

輪鳴海士肝煎

権兵衛印

（他四名略）

名舟村肝煎

十三郎印

（他四名略）

鵜川村

喜三兵衛殿

（他二名略）

（裏書）

「表書之通双方令納得候旨、委曲承届候条、聊無違失和順可相稼者也

中村逸角印

高田弥左衛門印

名舟村は当初、海士の七ツ島への全面的な立ち入り禁止を願っていたが、この願いは叶わなかったようので、「八十八夜より夏土用入迄者胡猿稼一方ニ相稼可申」との要求に切り替えていた。一方海士側は、それに対して「八十八夜より日数四十日之間者入込相稼」ぎたいとの要求を突きつけていた。仲裁に入っていた才許人は、「御算用場江御達御裁判可被仰渡答ニ候得共、左候而ハ誠ニ不容易義」になると説得し、「和順納得」に至った内容は次のようであった。

名舟村の胡獮稼ぎ

八十八夜より日数二五日の間は海士と入り込み

二六日目より夏土用入りまでは名舟村一方

海士の和布刈り等

八十八夜より日数二五日の間は名舟村と入り込み

二六日目より夏土用入りまでは名舟村一方

夏土用入りの翌日以降は海士一方

海士との争論は、一旦解決に至った。しかも、この年の一月、郡奉行所から胡獮獵冥加銀二〇枚のうち一〇枚免除の申渡があった。⁽⁸⁰⁾ただ、このような判断を郡奉行所が下すに至った背景には、名舟村の申上に見えるように「段々胡獮稼、次第二うすく⁽⁸¹⁾」なってきた現実があった。その後も、「文政年中已来別而不獵」⁽⁸²⁾続きで、天保二(一八三一)年にはさらに半減の「当年分毎歳銀五枚宛上納仕度」との願いを上げざるを得なくなっている。⁽⁸³⁾しかし一方で、天保一三年の願書では、「近年御免合皆立帰り七ツニ相成」と述べており、引免の措置はなくなっていた。⁽⁸³⁾

名舟村と海士との七ツ島をめぐる確執は、和順に至った文化六年以降も収まることはなかった。嘉永二(一八四九)年になると、海士は

八十八夜分廿五日之間海士獵仕、入梅より三十日之間名舟村出獵仕、三十日過候得者場所海士江引渡シ候様

との主張をしてきた。⁽⁸⁴⁾文化六(一八〇九)年の取り決めとは全く相違し、七ツ島はさも海士の島という前提であり、名舟村に入梅より三〇日の間のみ立ち入りを認めるといった主張である。海士はこの主張に則り七ツ島での漁業を続けたが、安政四(一八五七)年に至り、文化六年の取極書は所持していないが、「為御見被成候上者、取極之通相心得可申」と、渋々ながら認めている。⁽⁸⁵⁾かくて、致し方なく認めた海士だけに、以後も七ツ島で名舟村が取極書に従い胡獮獵を行っている期間への立ち入りは止まることなく、明治を迎えることになる。

こうした事態に加えて「胡獮盜取」、すなわち密獵も横行しており、胡獮の減少に拍車を掛けていたと思われる。名舟村では、「近年胡獮うすく相成、御冥加銀者毎年上納仕り候得共、稼方之義一ヶ年宛為淀相稼申躰」、つまり一年置きに胡獮獵を行わざるを得ない事態になっていると、天保一〇年の歎願書で訴えている。⁽⁸⁶⁾ところが密獵は、そうした休獵期にこそ行われていたのではないだろうか。それでは、胡獮の生息数の復活を期して執られた折角の休獵も、水泡に帰してしまいうだろう。

天保一〇年七月二十九日、「七ツ嶋ニ而胡獮盜取申賊舟」を名舟村の人びとが捕まえた。⁽⁸⁷⁾ 輪島崎村の七三郎⁽⁸⁸⁾の舟で、自身と水主一人が乗り合わせていた。ほかにも同類の者として、海士村勘六と六兵衛の名前が上がった。密獮は六月の二六日から行われており、名舟村の推計では、七三郎は胡獮二〇頭ほど、勘六は四〇頭ほど打ち捕らえたものと見られている。この時ばかりではない、

且又当春私共在所之者共嶋廻りニ指遣申候処、胡獮とうから式拾四御座候ニ付、私共在所之者共驚人段々様子見請候処、海士・輪島崎之者共胡獮盜取申ニ相違無御座候得共、慥ニ証拠取不申故御断も申不上候

と述べており、春にも密獮の跡を発見したばかりであった。名舟村では、前年の天保九年一〇月に「輪島崎村和左衛門、海士村六兵衛等胡獮盜取押領仕ニ付、其節御断申上候処、御詮義之上御咎被為仰付置、未タ御詮義中」にも関わらず、再三にわたる密獮に頭を悩ませていた。この頃、名舟村は胡獮の保全にも力を傾けており、一年置きに獮に加えて「女胡獮、胡獮之子」の捕獲を控えていた。ところが海士、輪島崎の者は、その「女胡獮、胡獮之子多く打殺」していると述べている。このまま放

置しては、「胡獮根絶」に及んでしまうことも間違いないだろうと見ていた。

名舟村は密獮を防ぐために「嶋廻り」を行っていたが、なかなか絶えることはなかった。天保一三年正月にも、「手負胡獮并取骸等多」く散乱しているのが発見された。⁽⁸⁹⁾

元来胡獮之儀者女胡獮を取あらし候而者、相集り不申義ニ御座候故、女胡獮を大切ニ相心得、毎歳三月頃迄胡獮多集メ置、春八十八夜過分獵業ニ取懸り申儀ニ御座候を、早春ニ他村分密ニ相渡取あらし候而者、必至与獵業も仕兼難儀至極仕居申候

前述のように、胡獮獮を持続的に行うためには雌胡獮の捕獲は限定的でなければならず、また子どもを産む時節以後の八十八夜過ぎが相応しいにも関わらず、この年も密獮は早春に行われていた。しかも、密獮された胡獮の加工・販売ルートも出来ており、密獮は組織的に行われていた。⁽⁹⁰⁾

当正月下旬加州三日市村長三郎与申者胡獮之皮拾枚買請、杉平村七郎方ニ而干皮ニ仕立、越中今石動町吉右衛門・清左衛門与申者共江壳渡候由、且又二月上旬頃加州浅野村徳三郎与申者、胡獮之生皮拾六枚、杉平村七郎方ニおゐて買請、穴水江指送り、

同所ニ而干皮ニ仕立、右徳三郎兄浅野村源兵衛方江指遣シ、源兵衛今石動町四郎右衛門与申者江壳渡候旨承及申ニ付、当月廿日右徳三郎江相尋及懸合候所、徳三郎申聞候者、拾六枚之皮買請申儀者無之、拾枚之分者三日市村長三郎手前分買請、則兄源兵衛方江指遣申儀も相違無之候得者、其後誰方江壳渡候哉相知不申段申聞、両度之所怪敷取隠申聞候得共、何分徳三郎与申分も難仕奉存候ニ付、杉平村七郎手前及懸合申度、同人方江罷越候所在合不申段家内之者申聞、尤毎度七郎方ニ而胡獐之皮取扱、御咎を請申儀も御座候を、又々前段之仕合ニ御座候得共、七郎儀ハ留主等申立応対も仕間敷与奉存候、前文申上候通り七ツ嶋ニ而手負、取骸等も多有之、悉相あらし候故、当年胡獐稼必至与指支、御納所等難儀至極ニ而一統迷惑仕、尚又右様女胡獐迄無遠慮取あらし候而者、来年之稼方迄ニも指障申ニ付、村方之者共相歎居申候間、何卒御慈悲を以七郎手前御詮儀被仰付、右両度分共七郎方ニ而取扱申儀ニ御座候得者、委細同人指加り承知仕居可申儀ニ御座候間、何分嚴敷御札之上、何れ分壳ニ参り買請候哉、七ツ嶋へ相渡り胡獐盗取候者共御調理被仰付、以来右様不筋之儀不仕様御詮儀被仰付可被下候、為其紙面を以御願申上候

これによれば、胡獐の皮の密売ルートが浮かび上がってくる。

生皮の売買人、生皮の干皮への加工職人、干皮の売買人の名前が知られ、居住地は能登・加賀・越中に及ぶ。なかでも能州鳳至郡杉平村の七郎は深く関わっており、密猟・密売の全貌を明らかにするためにも「何分嚴敷御札」を名舟村では望んでいる。天保期、名舟村は胡獐猟をめぐって、持続的な狩猟法を模索していたと思われる。以前は、繁殖期を迎え最も脂質が豊富な雌胡獐が狩猟の主な対象であった。しかし、その結果、生息数の減少には甚だしいものがあつた。雌胡獐、子ども胡獐の保護、狩猟数の削減は不可避的であつた。そのため対策を名舟村では講じつつあつたが、一方でその対策を無に帰すほどの密猟の横行があつた。

寛政四年、七ツ島での胡獐の狩猟数は三八二頭であつた⁽⁹¹⁾。七ツ島で最後の胡獐猟が確認された明治一七(一八八四)年には、狩猟数は九〇頭へと激減して⁽⁹²⁾いた。その後、能登で胡獐猟は確認されていない。

おわりに

名舟海岸に立ち日本海を見はるかすと、七ツ島の島影を見ることが出来る。一方、最高標高一二メートル余りの平坦な島であり、七ツ島より遙か沖合に位置する舳倉島は、その姿を見る

ことができない。中世後期以来、名舟村領として存続してきた両島であるが、現在七ツ島は国有地となり、舳倉島は輪島市海士町の地籍となっている。この間には、近世初期に筑前鐘ヶ崎から能登へ移住してきた海士と名舟村との間に、両島をめぐる幾多の攻防があった。

海に向かって積極的に生きた名舟村の人びとであったが、近世には陸地での定住性を強め、地先に占有の漁場を持ち、製塩のほか田畑耕作にも勤しんだ。それに対して海士の人びとは、陸地に居住地を得たが、地先に漁場を有することはなく、主に舳倉島での漁業に生活の基盤を置いていた。海に生きた人びとの大きな特徴の一つが遊動性にあるとしたなら、海士の人びとは今日にいたるも島渡を続けており、まさに「海の民」ということができるだろう。陸地での定住性を強めている名舟村の人びとにとって、舳倉島に生活の糧を求めつつも、海士の人びとに対抗しながら島渡を続けることは困難なことであったと思われる。現在の両島のあり方が、その結果を示しているといえるだろう。

名舟村の人びとは、舳倉島から撤退して以降は、七ツ島での胡猥猟に活路を見出した。胡猥はニホンアシカの能登での呼び名であり、舳倉島では弥生の昔から狩猟が行われていたことが知られている。名舟村で取り組んだのは寛延年中からで、籍を

用いての狩猟法であった。それは、遠く石槍を用いていた弥生時代以来の狩猟法の延長上にあったといえよう。ところが、天明期にいたり、鉄炮を用いて胡猥猟を行う猟師が七ツ島に現れた。おそらく、彼らの背後には商人資本が蠢いていたはずである。また、冥加銀を納めることによって加賀藩の許可も得ていた。名舟村の人びとが選んだ途は、自らも鉄炮を用いることによって対抗することであった。結果は名舟村による七ツ島での定稼が認められることになるが、鉄炮を用いての狩猟によってアシカの生息数の減少という事態に直面せざるを得なくなる。それに密猟も加わった。七ツ島でのアシカの繁殖を盛んにするための方策も講じられるが、密猟がそれを無に帰してしまうような側面も生じていた。

明治一七年は、七ツ島において胡猥猟が確認された最後の年である。現在、ニホンアシカは環境省レッドリストで、特に絶滅の危機が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されている。生物が絶滅に至るにはさまざまな原因が複合しているだろうが、ニホンアシカの場合は主に乱獲であったことが指摘されている⁽⁹³⁾。

先に、近世の伊豆半島に生きた人びとが、身近な自然の海や山とどのように関わって暮らしを立てていたかを問い、次のように結論づけた⁽⁹⁴⁾。

近世は自然と文明が何とか折り合いをつけて存続していた時代、神と人とが不安定ながらも共生していた時代として評価できるのではないだろうか。

果たしてこの結論は、能登半島における孤島とニホンアシカをめぐる攻防にも適用できるだろうか。定住性を強めた海びとと、遊動性を保持し海民の魂を内に秘める海びととの不幸な対立。一方、商人資本と結託し乱獲をも厭わない海びと、密猟に手を染める海びとと、箆から鉄炮に狩猟法を変えながらも海びと生き物の保全を模索する海びととの生活を賭した対立。たしかに時代は文明化、近代化へと歩を進めつつあったが、それを全て良しとする時代には未だ至っていないように思える。そこに、近世の文明的位を評価してもよいのではないだろうか。ただそれにしても、このような海に生きる人びとの必死ともいえる暮らしの有り様に、加賀藩は一体どのように応えようとしていたのであるか。冥加銀の徴収で事足りるとは、よもや思っていないなかったであろう。あらためて問われなければならぬ。名舟の氏神白山神社の鳥居は海に立ち、海から神を迎え、海に神を送っている。その祭礼に御陣乗太鼓が奉納される。奇怪な仮面をつけた男たちが、神の送迎のために打ち鳴らす太鼓は鬼気迫るものがある。海に生きる人びとの喜びや悲しみ。生き

物の命をいただくことによって暮らしを成り立たせてきた人びとの祈り、叫び。そして、海で命を落とした人びとに対する慟哭と慰霊、鎮魂。御陣乗太鼓の響きは、名舟の人びとが歩んできた歴史の重さを、海鳴りのように轟かせる。

付記

「名舟区有文書」の採訪に当たっては、元輪島市教育委員会砂上正夫氏に大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

注

- (1) フォスコ・マラーイーニ著・牧野文子訳の書は、『海女の島』(舩倉島) (未來社、一九六四年一〇月) と題する。
- (2) 石川県輪島市教育委員会編『舩倉島・七ツ島(大島) 遺跡詳細分布調査報告書』(石川県輪島市教育委員会、一九八五年三月)、小嶋芳孝「舩倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」(『日本海と北国文化』海と列島文化第一巻、小学館、一九九〇年七月) 参照。
- (3) 同前書、参照。
- (4) 筆者の郷里である石川県珠洲市三崎町寺家下出地区の磯近くの海上に、「トド場」と呼ばれる岩場がある。
- (5) 一九九七年上映。
- (6) 網野善彦談「『自然』と『人間』、二つの聖地が衝突する悲劇」(株式会社スタジオ・ジャンプ編『宮崎駿監督作品 もののけ姫』東宝

株式会社、一九九七年七月。

- (7) ニホンアシカは、日本列島周辺から日本海全域、サハリン南部から千島列島沿岸に生息した。しかし、骨が縄文遺跡からも発見されているように遙か昔から生息したニホンアシカが、一九七五年の竹島での目撃情報を最後に、現在にいたるも確かな目撃例がなくなっている。環境省レッドリストでは、過去五〇年にわたって生息情報がないものを「絶滅」と評価するため、四七年間目撃情報がない現時点では、特に絶滅の危機が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されている。一方、IUCN（国際自然保護連合）では「絶滅」として扱っている。最後の目撃の確かな記録を、一九五一年としているからである。磯野岳臣「日本で出会えたはずの鳍脚類、ニホンアシカ」（田島木綿子・田中格総監修『海生哺乳類大全』緑書房、二〇二一年三月）、水口博也編著『世界で一番美しいアシカ・アザラシ図鑑』（創元社、二〇二一年一〇月）参照。
- (8) 網野善彦『蒙古襲来』（『日本の歴史』第一〇巻、小学館、一九七四年九月。のちに『網野善彦著作集』第五巻、岩波書店、二〇〇八年一月に収録）。
- (9) ここでは「文明」を、網野善彦の研究などを参考にしただうえで、「自然と対峙する人間の営みの所産」と捉えている。ちなみに、『広辞苑』第七版（岩波書店、二〇一八年一月）は「文明」の意味するものの一つとして、「宗教・道徳・学芸などの精神的所産としての狭義の文化に対して、人間の外的活動による技術的・物質的所産」と説明する。
- (10) 七ツ島での胡狼について、前掲注(2)で取り上げた文献のほか、長山直治「第四章第三節 水産業の発達」（輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史』石川県輪島市役所、一九七六年二月）、左古隆「名舟区有文書解題」（輪島市教育委員会編『名舟区有文書 濱高家文書目録』輪島市教育委員会、二〇〇一年三月）等で考察されている。
- (11) 筑前国鐘ヶ崎海士の「海士」表記は、史料上の表記に従ったものである。
- (12) 能登に定住した筑前国鐘ヶ崎海士については、前掲注(1)・注(2)・注(10)に掲載した文献で取り上げられているほか、たぐさんの文献で取り上げられている。例えば、『能登 一九五四年』（岩波写真文庫、一九五四年二月初版、一九八八年二月復刻）、九学会連合能登調査委員会編『能登 自然・文化・社会』（平凡社、一九五五年一二月初版、一九八九年八月復刊）、羽原又吉『漂海民』（岩波新書、一九六三年一月）、宮本常一『海に生きる人びと』（未來社、一九六四年八月）など。
- (13) 考古学上の研究成果は、前掲注(2)参照。
- (14) 小嶋芳孝「舢倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」（前掲注(2)）は、奈良・平安時代に行われた舢倉島のアシカ猟が、能登一宮である「気多神社の海洋祭祀の中で使用される海驢皮の需要にこたえたものであった可能性がある」と指摘している。また海驢とは、『古事記』や『日本書紀』に「天孫系の神の座る敷物」として登場するアシカの呼び名である。

- (15) 「名舟区有文書」D村②嶋塚六〇(以下では、D六〇と略す)、延享四年七月一日「覚」では、七ツ島の名称を「大嶋、かり又嶋、りう嶋、あらみこ嶋、こしき嶋、赤嶋、みくりや嶋」としており、烏帽子島が見えない。安永六(一七七七)年の序を持つ太田頼資著『能登名跡志』(石川県図書館協会、一九三一年八月)は、「こしき島は、海士は烏帽子島と云」と記している。
- (16) 前掲注(2)参照。
- (17) 佐竹昭広他校注『万葉集』(五)(岩波文庫、二〇一五年三月)。
- (18) 池上洵一編『今昔物語集』本朝部下(岩波文庫、二〇〇一年九月)。
- (19) 浅香年木『古代地域史の研究』(法政大学出版局、一九七八年三月)参照。
- (20) 和嶋俊二「第三章第四節 郷村の成立と真宗の普及」(輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史』石川県輪島市役所、一九七六年二月)参照。
- (21) 「名舟区有文書」C九、明暦二年八月朔日「能州鳳至郡名舟村物成之事」。
- (22) 同右C一〇、寛文一〇年九月七日「能州鳳至郡名舟村物成之事」。
- (23) 例えば、同右C七九、天明三年「書付を以奉願上候」には、「私共在所草高式百式拾式石、定免七ツニ御座候、元来近在村々より高免之儀者、私共在所領舩倉嶋・七ツ嶋両嶋ニ、先年ハ若和布・いこ草・蛇・あこ之魚等多捕揚、御領国者勿論越前・越後等迄積廻売買仕過分之稼仕ニ付、御收納・諸役銀等全相動来申候」と記されている。
- (24) 「里町上梶太郎左衛門家文書」一の一、「寛永四年分 名舟組御納所仕候通書付指上申御事」(輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史』資料編第一巻、石川県輪島市役所、一九七一年一月、所収)。
- (25) 同右一の四、「寛永四年〜十二年 小物成万事指上申帳」(同前書、所収)。
- (26) 「名舟区有文書」D五三、寛文一〇年九月七日「能州鳳至郡舩倉嶋七嶋海士役并舟役」。銀の換算は、田川捷一編著『加越能近世史研究必携』(北國新聞社、一九九五年八月)による。
- (27) 「石山本願寺日記」(輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史』資料編第三巻、石川県輪島市役所、一九七四年三月、所収)。
- (28) 「証如上人書札案」(同前書、所収)。
- (29) 「名舟区有文書」I一八、寛永八年二月晦日「請取嶋のり之事」。
- (30) 同右I一三、延宝二年七月一日「就御尋申上候」。
- (31) 同右I一七、天和四年三月「乍恐申上候」。
- (32) 同右I一八二、延享三年一二月晦日「嶋行水子共諸縮方書付之覚」。
- (33) 同右I一三八、寅(文化三年)八月「舩倉島・七ツ島両島につき覚書」。
- (34) 宮本常一『海に生きる人びと』(未來社、一九六四年八月)参照。
- (35) 「名舟区有文書」D一五三、慶安二年一〇月一六日「乍恐海士又兵衛申上候」。能登への海士の来歴については、森田梯園『能登志徴』に「舩倉島旧記に云、能登国鳳至郡輪島海士の濫觴を原ぬるに、人皇百十一代正親町院天皇御宇、永禄十二年己巳年より有知人、始めて筑前国上座郡金ヶ崎の漁人、能登国羽咋郡赤住村・鳳至郡吉浦村・

- 皆月村へ漁業として春季来り、秋季帰帆する事連年也」と記され、永禄一二（一五六九）年を嚆矢とする。しかし、長山直治「第四章 第三節 水産業の発達」（前掲注（10））によれば、「舳倉島旧記」の所在は確認されておらず、この記事の信憑性が問われている。
- (36) 同右D一五六、貞享五年二月一日「乍恐返答申上候」。
- (37) 長山直治「第四章第三節 水産業の発達」（前掲注（10））参照。
- (38) 「名舟区有文書」D一五四、貞享五年二月八日「乍恐申上候」。
- (39) 同右D一五六、貞享五年二月一日「乍恐返答申上候」。
- (40) 同前史料。
- (41) 「名舟区有文書」D一五五、貞享五年三月一六日「乍恐申上候」。
- (42) 同右D一五七、元禄一五年「乍恐申上候」。
- (43) 同右D一五八、享保一三年「名舟村之事」。
- (44) 同右C一〇二、正徳三年「乍恐申上候」。
- (45) 同右C一九〇、天保六年六月「書附を以奉願上候」。
- (46) 左古隆「名舟区有文書解題」（前掲注（10））参照。左古は「北日本は、一八世紀後半から一九世紀前半にかけて寒冷気候だったとされることからトドの可能性もあり」と、要検討としている。
- (47) 「名舟区有文書」I一〇六、天明八年三月「書付ヲ以御願申上候」。
- (48) 同右I一一五、寛政二年六月「胡猿獵指留請書」ほか。
- (49) 同右I一一一、寛政元年三月「乍恐紙面を以奉願上候」。
- (50) 同前史料。
- (51) 「名舟区有文書」I一〇五、天明八年三月「書付を以御願申上候」。
- (52) 同右I一一一、寛政元年三月「乍恐紙面を以奉願上候」。箒は縄文・弥生時代に用いられていた石槍同様に手の延長にとどまる漁具で、一人の人間が一匹の生き物と対峙する漁具ともいえよう。
- (53) 同前史料。鉄炮は一人の人間によって多数の生き物を仕留めることができる、まさに文明の利器といえよう。『日本歴史大事典』（小学館、二〇〇〇年七月）は「鉄炮」の項目で、「戦いのない江戸時代になると、鉄炮はもっぱら狩猟と射撃に用いられ、いかに標的に当たるか、どれだけ早く数打ができるかが競われた」と解説する。技術の改良も、そうした方向で行われたのであろう。
- (54) 同前史料。
- (55) 「名舟区有文書」I一一〇、天明八年「胡猿獵連判状」、I一一三、寛政元年「七ツ嶋胡猿獵之義ニ付寛書を以申上候」から判明する限りで、名舟村内における胡猿獵への取組方について見ておこう。天明六年暮の年貢方寄合の時、翌七年の「嶋稼」について話し合いが持たれ、「在所望之者共江下」すことに決まった。もとより、七ツ島での稼ぎの中心は胡猿獵であっただろう。天明七年は、在所百姓八〇人ほどのうち、望み人二〇人で島稼ぎが行われ、「地賃」として銭八〇貫文が村に支払われた。この年一月の年貢方寄合には、翌八年の島稼が相談された。在所百姓八〇人ほどのうち、天明七年の稼ぎ人二〇人を除いた五八人の者は、八年より三年間の稼ぎを要求したがまともならなかった。結局は両者の意見の中間をとり、五八人の者は二年間稼ぎ、三年目からは「村方一統稼」に決まった。なお、七ツ島のうち三島には巢鷹があり、上坂村助なる人物が管理していた。また、長山直治「第四章第三節 水産業の発達」（前掲注

- (10) によれば、島稼は村民の面当たりの権利となっており、この権利が質入れされたり年季売りされていたことなども知られる。
- (56) 「名舟区有文書」I-135、(天明八年)「覚書」。
- (57) 同右I-109、天明八年四月「書付を以申上候」。
- (58) 同右I-111、寛政元年三月「乍恐紙面を以奉願上候」。
- (59) 同右I-114、(寛政二年)三月二十四日「胡猿獵指留申渡」。
- (60) 同右I-115、寛政二年六月「(胡猿獵指留請書)」。
- (61) 同右I-116、寛政三年正月四日「口上書を以御願申上候」。
- (62) 同前史料。
- (63) 「名舟区有文書」I-117、寛政三年三月六日「(胡猿稼につき申上)」。
- (64) 同右I-118、寛政三年五月一日「(就御詮義申上候)。この史料では、「丞ぼし嶋」の名前が確認される。
- (65) 同前史料。
- (66) 「名舟区有文書」I-128、寛政三年九月二日「(有免請書)」。
- (67) 同右I-130、子二月廿日「(定稼申渡)」。
- (68) 同右I-134、五月一日「(牧村新左衛門書状)」。
- (69) 小嶋芳孝「舳倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」(前掲注(2))によれば、金沢の商人鶴屋太兵衛らが払底した菜種油の代用にトド油を用いるため、金沢町奉行所に対して、能登の郡奉行が名舟村に胡猿獵を許可するように斡旋を願っていたという。
- (70) 「名舟区有文書」I-132、寛政四年五月「覚書」。
- (71) 同右I-188、寛政八年八月改「覚書」。
- (72) 天保九年に著された北村穀実の『能登国採魚図絵』は、「胡猿打」の項目を立て、名舟村の胡猿獵について次のように記している。
とくは、入梅中七ツ島へ上る也。其頃、名舟村より狩人とも渡、鉄炮に打也。少しにても高みへせり合上るものにて、島の絶頂へ上るを、鉄炮に打へころかりおつると、次のとく、又其所へ上る也。鉄炮に臆せぬものにて、頭に居候胡猿打落され候へハ、次に頭へ上り追々打るゝ也。
- (73) 同右I-135、(天明八年)「覚書」。
- (74) 同右I-156、子(寛政四年)一〇月八日「(御尋につき覚書を以て御答申上)」。
- (75) 同右I-157、丑(寛政五年)正月「(御内分御尋につき覚書を以て御答申上)」。
- (76) 同右I-137、文化三年四月「(乍恐書付を以奉願上候)」。
- (77) 同右I-138、寅(文化三年)八月「(海士七ツ島入込につき覚書を以て申上)」。
- (78) 同右I-142、文化六年二月二七日「(名舟村与輪嶋海士申分一件和順納得仕申ニ付書付を以申上候)」。
- (79) 同右I-142、文化六年二月二七日「(鶴川村喜三兵衛等申上)」。
- (80) 同右I-143、巳(文化六年)十一月「(冥加銀用捨申渡)」。
- (81) 同右I-144、文化八年五月朔日「(今般御尋ニ付申上候覚書)」。
- (82) 同右I-145、天保二年一〇月「(冥加銀五枚上納願)」。
- (83) 同右I-150、天保三年一〇月「(書付を以奉願上候)」。
- (84) 同右I-151、嘉永二年一二月「(七ツ島稼につき申上)」。

- (85) 同右Ⅰ―一五三、安政四年四月一日〔七ツ島塚につき請書〕。
- (86) 同右Ⅰ―一四七、天保一〇年七月「書附ヲ以御歎申上候」。
- (87) 同前史料。
- (88) 文書では、名前の「七」以下は破いてあるが、一か所破り損ね「七三郎」とある。しかし、他の史料では「七郎左衛門」とも記されており、ここでは仮に「七三郎」とした。
- (89) 「名舟区有文書」Ⅰ―一五〇、天保一三年一〇月「書付を以奉願上候」。
- (90) 同前史料。ところで、胡獺の解体作業は、おそらく名舟村でも密猟の場合でも狩猟人自身の手によって行われていたものと思われる。その作業は、皮を剥ぎ、脂肪を煮沸して油を抽出し、残滓を肥料とするものであっただろう。ただこれらの品々が、その後いかなる職人や商人等の手を経て加工、商品として流通・売買されていたかについては明確にしない。先に金沢商人の関与について触れたが、ここでは密猟のケースとはいえ、そうした点に一定の示唆を与えてくれるものといえよう。また、「皮多」と呼ばれた人びとが居住した浅野村や三日市村の人びとが関わっていたことにも注目される。田中喜男編『加賀藩被差別部落史研究』（明石書店、一九八六年八月）参照。田上繁「熊野灘の古式捕鯨組織―太地・古座両浦を中心として―」（『伊勢と熊野の海』海と列島文化第八巻、小学館、一九九二年一月）は、鯨の解体の場合ではあるが「穢多」と呼ばれた人びとが携わっていることに注目し、海棲とはいえ鯨が哺乳動物であることによるのではないかと指摘している。
- (91) 「名舟区有文書」Ⅰ―一三二、寛政四年五月「覚」。
- (92) 左古隆「第七章 七ツ島の近世胡獺猟」（『舳倉島・七ツ島（大島）遺跡詳細分布調査報告書』（前掲注（2））参照。
- (93) 磯野岳臣「日本で出会えたはずの鰭脚類、ニホンアシカ」（前掲注（7））参照。
- (94) 拙稿「第四章 海村 第五章 漁業と海域社会 第六章 山野」（伊東市史編集委員会・伊東市教育委員会編『伊東市史通史編 伊東の歴史Ⅱ（江戸時代）』伊東市、二〇一九年三月）参照。

People Living with the Sea and Sea Creatures : Nafune Village, Noto Province since the Edo Period

IZUMI Masahiro

Off the coast of Wajima City, a town at the tip of the Noto Peninsula, are islands called Nanatsujima and Hegurajima. Hegurajima, widely known as “the island of divers,” was already inhabited by people in the Yayoi period. It is known that people were also active from early on in Nanatsujima, which is on the way to Hegurajima. The greatest motivation for people to go to Hegurajima from as far back as the Yayoi period was to hunt Japanese sea lions. In Noto, Japanese sea lions were called ‘Todo,’ and it has become clear that while Todo hunting was held on Nanatsujima even in the Edo period, it ceased in the Meiji period. The main subject of this paper is the battle of the people living by the sea over this hunt or, in other words, the battle between sea creatures and people living by the sea. The Japanese sea lion, which has been confirmed to have lived throughout the sea around the Japanese archipelago since the Jomon period, is currently classified as “endangered” on the Ministry of the Environment Red List, which marks it as particularly vulnerable to extinction. With this fact in mind, this paper attempts to examine the many battles over hunting called Konyu fought on Nanatsujima Island by people living in Nafune-mura, Fugeshi County, Noto Province (present Nafune-machi, Wajima City, Ishikawa Prefecture) in the Edo period, with a focus on ‘nature and civilization.’ As a premise, this paper also refers to the conflict over Hegurajima Island between Nafune-mura and the divers of Kanegasaki of Chikuzen Province who had settled in Noto. Sea lions had a thick layer of fat under their fur, so oil extracted by boiling the fat was mainly distributed as a commercial product in the Edo period. Fur pelts were also used as raw material for leather products, and the meat and bones remaining after the oil had been extracted were used as fertilizer. This article is also an attempt to investigate the positioning of this in the overall history of civilization in the Edo period by examining in detail not only the battles among fishermen, but also with the merchants and the Kaga domain over hunting and competition, as its commercial value increased.